

清流の国ぎふ戦略広報委託業務 質問及び回答

|   | 箇所  | 質問   | 回答   |
|---|---|--|--|
| 1 | 第4 業務内容<br>(2)PR資料及びニュース<br>リリース資料等によるプ<br>ロモーション活動 | 上記の内容に記載されている動画共有サービスにつきまして、X(旧<br>Twitter)、<br>TikTok、Instagram、Facebook等は含まれますでしょうか。   | 動画共有サービスに含めていただいて結構です。<br>県の魅力等を発信するのにふさわしい媒体をご提案ください。   |
| 2 | 第4 業務内容<br>(2)PR資料及びニュース<br>リリース資料等によるプ<br>ロモーション活動 | インフルエンサー等によるX(旧Twitter)、Instagram、TikTok、<br>Fasebook等でのPR投稿なども露出件数としてカウントされますでしょ<br>うか。 | インフルエンサーの定義が不明確ですが、発信力のある者による投稿については露<br>出件数としてカウントすることは可能です。<br>ターゲットへの訴求力などを勘案したうえで、プロモーションすべきメディア手法を<br>ご提案ください。                    |
| 3 | 第4 業務内容<br>(2)PR資料及びニュース<br>リリース資料等によるプ<br>ロモーション活動 | PR資料とニュースリリース資料の違いは何を想定されておりますでしょ<br>うか。ご教示いただけますと幸いです。                                  | PR資料は受託者において県の独自の取組みや重点政策などを整理いただき作成い<br>ただいた資料、ニュースリリース資料は県のリリース資料を受託者において再構成い<br>ただき作成いただいた資料です。なお、テーマや手法については、受託者と県で協議<br>の上、決定します。 |